2　地域振興費	人　口	段階補正 測定単位の数値が1,700,000人以上のもの 1,700,000人 1.00 1,700,000人を超え2,100,000人までの数 0.47 2,100,000人を超え2,500,000人までの数 0.53 2,500,000人を超え3,500,000人までの数 0.65 3,500,000人を超え5,000,000人までの数 0.65 5,000,000人を超え6,000,000人までの数 0.64 6,000,000人を超える数 0.49 測定単位の数値が1,700,000人に満たないもの その団体の数値 1.00 1,700,000人に満たない数が300,000人までの数 0.89 同上300,000人を超え600,000人までの数 0.88 同上600,000人を超え900,000人までの数 0.87 同上900,000人を超える数 0.86	

普通態容補正（給与差等）

	A					
	政令市	中小企業支援市以外の指定都市	中核市	特別区及び保健所設置市	その他の市町村	
1級地	—	—	—	3.787	—	
2級地	3.267	—	—	—	3.403	
3級地	2.784	—	2.821	2.858	2.890	
4級地	2.486	2.487	2.517	2.548	2.575	
5級地	1.854	—	1.872	1.890	1.905	
6級地	1.409	1.409	1.417	—	1.433	
無級地	—	0.814	0.810	0.806	0.803	

	B
1級地	0.286
2級地	0.242
3級地	0.191
4級地	0.159
5級地	0.091
6級地	0.044
無級地	−0.020

㈱　北海道、東京都及び静岡県並びに福岡県にあつては、Bの率にそれぞれ2.456、7.985、1.519及び1.640を加算した率とする。

		第10条第８項の算式によつて算定した数の段階	乗率A：離島に係る市町村 / その他の市町村；乗数B：離島に係る市町村
		2.00未満のもの	1.00 / 1.00 / 500
		2.00以上4.00未満のもの	1.00 / 1.00 / 1,250
		4.00以上6.00未満のもの	10.10 / 7.08 / 2,000
		6.00以上10.00未満のもの	30.13 / 24.17 / 7,400
		10.00以上14.00未満のもの	51.65 / 35.65 / 7,900
		14.00以上18.00未満のもの	95.63 / 47.19 / 8,400
		18.00以上22.00未満のもの	118.04 / 54.36 / 8,900
		22.00以上のもの	141.86 / 69.21 / 9,400
		備考 1　「離島に係る市町村」とは離島振興法、奄美振興法若しくは小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の適用を受ける市町村又は沖縄振興特別措置法第３条第３号に規定する離島に係る市町村をいう。 2　「その他の市町村」に係る乗数Bは0とする。	
		寒冷補正	給与差 / 寒冷度 / 積雪度
		4級地	0.919 / 1.647 / 1.626
		3級地	0.813 / 1.144 / 0.911
		2級地	0.787 / 0.784 / 0.409
		1級地	0.625 / 0.477 / 0.206
		無級地	0.000 / 0.000 / 0.000
七　災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	種別補正 公共災害復旧事業債 1.00 単独災害復旧事業債 0.50 地盤沈下等対策事業債 0.60 緊急治山等事業債 0.60 激甚災害対策特別緊急事業債 0.60 特殊土壌対策事業債 0.60 鉱害復旧事業債 0.60 小災害債 0.50	
		法第13条第10項の補正 その団体の指数が100に満たないもの その団体の指数 1.00 その団体の指数が100以上のもの 100 1.00 100を超え200までの数 1.03	